

●これ間一読文庫

1 56. 間接侵害 事例A

甲は新規なエンジンAを開発し、特許請求の範囲が「エンジンAを開発した自動車」と記載された特許権における特許権者である。
 その特許の明細書及び請求項には、エンジンAを開発した自動車について当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分な記載がされ、かつ、課題である「燃費を向上させる」をエンジンAにより解決した旨が記載されている。
 以前通常実施権者であった乙は、通常実施権者でなくなった後、エンジンAを開発した自動車の製造、販売を企図した丙の甲の甲に対して、製造したエンジンAを甲ではなく丙へ販売している。丙は、乙から購入したエンジンAを用いてエンジンAを開発した自動車の製造、販売を行っている。
 この場合、甲は乙による行為を差し止めることが可能か。

■ 定義文

1. 直接侵害 (64条)

乙が製造販売するエンジンAは、甲の特許発明「エンジンAを開発した自動車」とは異なり、乙の当該行為は、直接侵害 (64条) に該当しない。

2. 間接侵害 (69条)

Aが当該特許発明に係る自動車の生産にのみ用いる物である場合は、乙の当該行為は、甲の特許権の直接侵害となる (69条第1号)。
 また、Aが当該自動車の生産にのみ用いる物でない場合であっても、①当該自動車の生産にのみ用いる物であり (同条第2号)、②課題である燃費を向上させることがAにより解決されたことから、当該課題の解決に不可欠なものであるといえ (同条)、③「新規な」ものであるため、日本国内において広く一般に流通しているもの (同条第3号) とは考えがたい。そして、④乙は、当該発明が特許発明であることを知っており、及び、丙の企図を知っている以上、Aが当該発明の実施に用いられることを知っているといえる (同条)。
 よって、乙の当該行為は、間接侵害に該当する (同条)。

3. 結論

この行為は間接侵害に該当し、甲は乙による行為を差し止めることが可能である。

■ 問題文のヒント

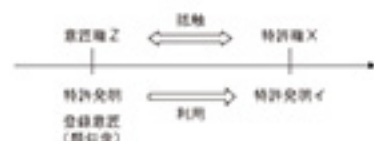
のみ、特許発明と実施発明が異なる

■ 参考

過去問：109-2, 109-2

第9節 利用・抵触

② 設定イメージ



■ 文 庫 目 録

特許権 (他人の特許発明等との関係)
 特許権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する発明を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明若しくは登録権と抵触するときは、果としてその特許発明の実施をすることができない。

実用新案 (他人の登録実用新案等との関係)
 実用新案者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する発明を利用するものであるとき、又はその実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許発明若しくは登録権と抵触するときは、果としてその登録実用新案の実施をすることができない。

意匠 (他人の登録意匠等との関係)
 1. 意匠権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは登録権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、果としてその登録意匠の実施をすることができない。
 2. 意匠権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の意匠権、特許発明、実用新案若しくは登録権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、果としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

商標 (他人の特許発明等との関係)
 商標権者、専有使用権者又は通常使用権者は、商標商品又は商標役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその登録商標出願の日前に出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは登録意匠又はその登録商標出願の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接権と抵触するときは、商標商品又は商標役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

特許権 (他人の特許発明等との関係)
 特許権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前に出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する発明を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前に出願に係る他人の特許発明若しくは登録権と抵触するときは、果としてその特許発明の実施をすることができない。

実用新案 (他人の登録実用新案等との関係)
 実用新案者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前に出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する発明を利用するものであるとき、又はその実用新案がその実用新案登録出願の日前に出願に係る他人の特許発明若しくは登録権と抵触するときは、果としてその登録実用新案の実施をすることができない。

意匠 (他人の登録意匠等との関係)
 1. 意匠権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは登録権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、果としてその登録意匠の実施をすることができない。
 2. 意匠権者、専有実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前に出願に係る他人の意匠権、特許発明、実用新案若しくは登録権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、果としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

商標 (他人の特許発明等との関係)
 商標権者、専有使用権者又は通常使用権者は、商標商品又は商標役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその登録商標出願の日前に出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは登録意匠又はその登録商標出願の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接権と抵触するときは、商標商品又は商標役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

1 基礎セットアップ講座では、LECの入門テキスト (パンフレットP44参照) に加えて、馬場講師オリジナルの入門レジュメ「論文これ間」を使用します。過去問から抽出したテーマについて論述する一行問題形式になっていますので、繰り返し学習することで早い段階から論文の力が身につきます。

2 短答解法修得講座では、まずイメージとして条文を理解していただくことで、知識を吸収しやすい土台をつくります。条文は四法並んだ状態で掲載し、類似する制度の違いを明確にしていきます。

3 「速攻ポイント」「要点チェック」等で、そのテーマでの条文のポイントや解き方を確認していきます。条文を別の角度から整理することで知識を確実なものとし、素早く解答を導き出す力を養成します。

4 必要に応じて判例や青本の内容を解説していますので、論文試験にも通用する知識も同時に修得できます。また、馬場講師オリジナルの過去問一行問題集「短答これ間」を併用することで、本試験で問われている条文の要件を意識しながら学習を進めることができます。

【短答&論文速修コース】
 コミュニケーションツール
 Twitter [@baba_pa]

●短答&論文速修コースでは馬場講師によるTwitterを活用したコミュニケーションを行っております。受講中の方なら、どなたでも無料で参加できます。受講生同士も積極的に相互フォローし、互いの学習モチベーションを維持していきましょう!

※Twitterは、あくまでもコミュニケーション手段として馬場講師のご好意で運用されているものです。質問回答も必ずお答えするものではありませんので、予めご了承ください。ご利用等には、教えてチューター制度を併せてご利用ください。

● 民法特許法講座 中々テキスト

3 重要ポイント!

利用関係：後発を実施したら先発の実施になるが、逆は成り立たない
 抵触関係：先発も後発も実施となる。抵触は権利がぶつかる
 利用関係も、抵触関係も「同日」の場合は適用なし
 特許法・・・1. 請求項一の範囲 2. 請求項二の範囲
 著作権との抵触→著作権は相対的権利 (必ず実施できない訳ではない)
 抵触し、かつ先発が実施部分の意匠に抵触
 (例) Aが特許しているが、Bは禁止権については「積極的に」一歩前進することも不可
 著作権 → 著作権法第17条と抵触せず
 特許法と先発請求は関係ない

3 必チェック

1. 利用の対象の四法比較

特許権	特許発明	登録実用新案
実用新案	特許発明	登録実用新案
意匠	1. 意匠	登録実用新案
商標	2. 商標	登録実用新案
著作権	—	—

4 試験に出る判例

大版地判546.12.22「学習机事件」
 意匠の利用とは、ある意匠がその模様の複製を認許することなく、他の模様の複製との結合により実態としてはその意匠を実施するに必然的に他の意匠

4 高卒チェック

【特許1】利用関係の具体例
 甲が会社Aを生産する機械を開発し、その機械を特許を受けたとして自由に使用することができるわけでは機械を使用することについては特許権者又は登録意匠との関係でも同じで

● 意匠のレジュメテキスト Ver. 22.1 1行問題

